

墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例の一部を改正する条例（案）概要

1 私立保育所修築資金貸付制度との統合

私立幼稚園及び私立保育所に対する貸付制度を統合し、題名を「墨田区私立幼稚園及び私立保育所施設整備資金貸付条例」に改める。

付則において墨田区私立保育所修築資金貸付条例を廃止する。

2 貸付対象資金の統一

私立保育所の貸付対象資金に備品の購入（1件50万円以上）に係る資金を加え、私立幼稚園と同様とする。

3 貸付金の限度額の引上げ等

3,000万円 5,000万円

3,000万円を超え5,000万円以内の貸付金額に係る償還期間を据置期間経過後25年以内とする。

4 償還方法の統一

私立幼稚園に係る貸付資金の償還方法を均等月賦償還とし、私立保育所と同様とする。

現在貸付けを受けている資金の償還方法は、従前のとおり（均等年賦償還）とする。
ただし、申出により均等月賦償還の方法とすることができる。

5 施行期日等

公布の日

	現 行		改 正 案
	私立幼稚園施設整備資金	私立保育所修築資金	
対 象 資 金	修築及び備品の購入	修築のみ	修築及び備品の購入
貸 付 限 度 額	3,000万円	3,000万円	5,000万円
償 還 方 法	均等年賦償還	均等月賦償還	均等月賦償還
償還期限(最長)	据置期間経過後 20年以内	据置期間経過後 20年以内	据置期間経過後 25年以内

修築とは、修繕、模様替え、増築又は改築（建替え）をいう。